相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一四番地、最後の住所石川県金沢市橋場町二番一〇号シティモンド金沢七〇一五号
被相続人　亡　灰井　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
事務所石川県金沢市駅西新町二丁目三番一四号大野司法書士事務所
相続財産管理人　大野　敏広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区神之木町一番地、最後の住所横浜市神奈川区神之木町一番一七号
被相続人　亡　吉田　直之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸大宮市諸沢六一九〇番地、最後の住所神奈川県秦野市戸川四五四番地の一松下園
被相続人　亡　細貝　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
神奈川県小田原市本町一丁目四番七号朝日生命小田原ビル四〇二
相続財産管理人　弁護士　野　広司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪四四八四番地、最後の住所長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪四四八四番地一
被相続人　亡　丸山　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
長野県伊那市西町四八六四　一階ひなた法律事務所
相続財産管理人　弁護士　太田　明良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県東御市田中二二五番地、最後の住所長野県東御市田中二三八番地
被相続人　亡　細田　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
長野県上田市中央西二丁目四番三号ニッケンビル二階―B
相続財産管理人　織　　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市昭和区村雲町二〇〇一番地、最後の住所大阪市住吉区我孫子東三丁目八番二―一〇〇三号
被相続人　亡　成瀬　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
大阪市中央区今橋二―二―一七今川ビル五階　相続財産管理人　弁護士　木村　眞敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区西本町二丁目一番地、最後の住所大阪府枚方市釈尊寺町二五番四〇―二〇一号
被相続人　亡　天野　艶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階
相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市川入九七五番地、最後の住所神戸市須磨区車字前野一番地一〇
被相続人　亡　高木　敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
神戸市中央区中町通二丁目三番二号　神戸駅前ツインビル六階　みなと法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中山　稔規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県高市郡高取町大字下子島四五九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　永井　リヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
奈良県奈良市花芝町九番地の二　川﨑ビル
川﨑法律事務所
相続財産管理人　弁護士　片山　賢志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市仁賀町一一一番地、最後の住所広島県福山市赤坂町大字早戸一四八三番地　福山福寿園　被相続人　亡　渡橋みさを

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
事務所広島県福山市南蔵王町三丁目七番三六号　相続財産管理人　藤井　康章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字皆春四二七番地三二、最後の住所大分県大分市大字皆春四二七番地の三二　被相続人　亡　春名　將宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル五階　相続財産管理人　山下　昇悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字三芳八一〇番地一、最後の住所大分県大分市大字三芳八一〇番地の一
被相続人　亡　小野　英人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
大分市都町二丁目七番四号弁護士法人徳田法律事務所　相続財産管理人　野尻　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　堀沢美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十日
沖縄県那覇市壺川一丁目三番地一壺川マンション三〇二
相続財産管理人　島袋　秀勝

第41期決算公告

平成24年5月30日　東京都千代田区神田須田町1丁目9番地
Shin-Etsu　信越ファインテック株式会社
代表取締役社長　小川　哲夫

貸借対照表の要旨　（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,707,093	流動負債	3,338,319
固定資産	170,727	固定負債	174,478
		株主資本	3,364,756
		資本金	310,000
		利益剰余金	3,054,756
		利益準備金	80,100
		その他利益剰余金	2,974,656
		評価・換算差額等	266
		その他有価証券評価差額金	266
資産合計	6,877,820	負債・純資産合計	6,877,820

（注）当期純利益　29,400千円